

第30期町田市文化財保護審議会第6回会議 会議録

- 1 開催日時 2020年9月29日(火)
午前10時00分～12時00分
- 2 開催場所 町田市役所本庁舎3階 第1委員会室
- 3 出席者 委員 阿諏訪青美委員、阿部朝衛委員、内野秀重委員、小島政孝委員、
鶴巻孝雄委員、浜田弘明委員、八木橋伸浩委員
事務局 中村生涯学習部長、佐藤生涯学習総務課長、貴志担当課長、
宮本自由民権資料館係長、後藤主任、松崎主任、後藤主事
- 4 報告事項
 - (1) 東京都指定有形文化財「異形台付土器」特別公開について(東京文化財ウィーク企画事業)
 - (2) 考古・歴史・民俗資料の活用について
 - (3) 東京都功労者表彰(文化功労)の受賞について
 - (4) 自由民権資料館2020年度企画展「能ヶ谷のかたち～神蔵宗家の史料を中心に～」の実施報告について
- 5 議題
 - (1) 旧跡の指定・登録について(鎌倉古道)
 - (2) 町田市生涯学習審議会からの依頼について(自由民権資料館あり方について)
- 6 その他
 - (1) 次回の審議会について(11月中旬開催予定)

<配布資料>

- 会議資料
- 1 報告事項
 - 2 旧跡の指定・登録について(鎌倉古道)
 - 3 「今後の町田市立自由民権資料館のあり方について」に関する専門的知見からの助言について(依頼)
 - 4 今後の町田市立自由民権資料館のあり方について(骨子案構成)
 - 5 今後の町田市立自由民権資料館のあり方について(答申骨子案)
 - 6 職員数に関する他市調査結果

■ 前回議事録の確認

事前に送付した議事録を確認・承認していただき、確定とした。

■ 報告事項

- (1) 東京都指定有形文化財「異形台付土器」特別公開について（東京文化財ウィーク企画事業）
「東京文化財ウィーク2020」の公開事業として、縄文時代後期の東京指定有形文化財「異形台付土器（2点）」等の公開及び展示解説を行います。
- (2) 考古・歴史・民俗資料の活用について
「歴史・文化資源等を活用した出張事業の推進」として、資料の貸出やアウトリーチ展示等を行いました。（資料1参照）
- (3) 東京都功労者表彰（文化功労）の受賞について
町田市指定無形民俗文化財の「三ツ目囃子振興会」が、令和2年度東京都功労者表彰（文化功労）を受賞しました。
- (4) 自由民権資料館2020年度企画展「能ヶ谷のかたち～神蔵宗家の史料を中心に～」の実施報告について
2018年に寄贈された神蔵宗家に伝わる歴史資料を中心に能ヶ谷の地域史について紹介しました。

● 委員からの質疑・意見

委員 報告事項（2）について、国際版画美術館は市の施設ですが、資料は「貸出」の区分になるのですか。

事務局 文化振興課への「貸出」という形になります。

■ 議題

- (1) 旧跡の指定・登録について（鎌倉古道）

◆ 事務局からの説明

資料2をご覧ください。1ページから8ページまでは鎌倉古道関連地点の記載内容について文献から抜粋したものです。9ページは鎌倉井戸の写真ですが、こちらの写真には井戸枠が認められません。10ページの写真は、平成3年に古くなった井戸枠を作り替えている写真です。現在の井戸枠は、平成13年に作られたものです。写真から推測すると、井戸枠は昭和54年の指定前後に作られたと思われます。11ページは昭和54年の鎌倉井戸の指定書です。12ページは昭和45年に作られた鎌倉井戸の説明板です。

これまでの審議で鎌倉井戸付近を鎌倉古道として旧跡に指定・登録することについては異論がないと思われまますので、問題になるのは史跡である「鎌倉井戸」の取扱いになるかと思えます。

1 3 ページをご覧ください。事務局では鎌倉古道の指定・登録について3つの案を提示します。1案は、鎌倉古道と鎌倉井戸をそれぞれ旧跡に指定・登録する案です。鎌倉井戸の史跡指定は解除し、あらためて旧跡に指定・登録します。

2案は鎌倉古道のみを旧跡に指定・登録し、鎌倉井戸は史跡指定を解除する案です。鎌倉井戸の伝承については、鎌倉古道の指定・登録理由に明記することとします。

3案は、鎌倉井戸の史跡指定を解除し、鎌倉古道と鎌倉井戸を併記して旧跡に指定・登録する案です。

以上、鎌倉古道の旧跡への指定・登録についてご審議お願いいたします。

●委員からの質疑・意見

会 長 小島委員から提供資料がありますので、それを先に御説明いただけますか。

委 員 3点、時代順に並べました。当時、小島守政が開いていた家塾のものです。

「一綾(線)の形を存す、鎌倉道(みち)、往還に人無く、野草長し」、それとは別の記事で、線状の細い形が残っていて、それが鎌倉道であると。そして、往還には人がなくて、野草が茂っている。これが、私が言っている小野路の宿の裏山を抜けている鎌倉道のことではないかと思えます。

そして、昭和13年に東京府総務部地方課が出した「郷土概観」という薄い小冊子の資料です。ここでは鎌倉古道という言い方をしています。七国山の説明では、鎌倉井戸という言い方をしています。

そして、「私たちの郷土南多摩」、これは東京都南多摩郡中学校の学校の先生が作られた教育研究会で、昭和30年のものです。この中で「鎌倉古道」という名称が使われています。

鎌倉井戸という名称がいつから言われたか、活字として書かれたものとして、この3点を提供します。

会 長 ではまず、前回の会議のまとめを確認しておきたいと思いますが、前回7月の会議のときは、鎌倉井戸に関して十分な資料がなさそうだとということで、一旦、史跡の指定は解除したほうがいいのかという方向性での御意見が強かったと思えます。その後、事務局で調べていただきまして、今日の資料の11ページに当時の指定書を添付していただいておりますが、井戸の説明だけで、指定根拠ははっきり書かれていない、残念ながら、そのような資料になっています。これはよく見ると、この指定書というのは、当時の説明板の案内文と同じだということも確認されているところです。それからもう1点、鎌倉古道については天和年間の絵図等の確認から、鎌倉井戸付近を通っていたこと

は間違いないだろうという推定の下に、こちらはこの鎌倉井戸の近辺を旧跡として指定してもいいのではないかという方向性で話が進んでいたと思います。それに基づいて、資料2の13ページに事務局で案をお出しいただきました。両方を指定・登録する案と、片方を指定・登録する案、それから、両名を併記する一括指定・登録の案、この3つの案に基づいて、今日はいずれかのところで落ち着けられたらと思っています。これらの資料を基にして、委員の皆様から御意見をいただけたらと思いますので、論議をよろしくをお願いします。

委員 鎌倉古道については、現在の状況で決めると、鎌倉井戸のところに鎌倉古道を書くこととなりますが、前にも言ったように、道路というのは、つながっているものなのです。そういう意味では、今回駄目であれば次回でも、2点とか3点とか場所を指定しないと、1点だけだと、ちょっと曖昧ではないかと思っています。

委員 事実確認ですが、事務局から送っていただいた昭和29年「鶴川村風土記」の文章ですが、この段階では鎌倉井戸という言葉を使ってはいません。そして、添付されていた地図の1と2というのがあるのですが、その地図の1の下のところに七国山があって、その西側に鎌倉古道が描いてありますが、湧き水が出る場所の地点というのは道の東側になっています。私の記憶だと、道路の西側に井戸があったという記憶なのですけれども、位置関係としては合っているのでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりで、1954年（昭和29年）の書籍に記されている井戸の場所は、今と反対側になってしまいます。

委員 そこで、井戸が2つあったのではないかと考えたのです。データを見ると、深さが1メートルと4メートル。これは違うものを計測しているのではないかと。そうすると、そもそも鎌倉井戸と呼んでいたものがどちらなのかという問題も起こります。そこをどう認識するのか。少なくとも昭和29年の発表資料の位置と、現在の井戸枠が設置されている井戸が同一であるとは、考えづらいという事実です。もし2つに対して、それぞれ違った意見を述べているとするならば、それも整理しないと駄目ではないかと思います。昭和29年の段階では、鎌倉井戸という名称を使わず、清水が湧く場所があるとあります。恐らく昭和29年の以前に鎌倉井戸という言葉はあるということですが、それは、現状の井戸としての場所を指していて、昭和29年のものについては別の井戸ではないかということです。

会長 今ある資料からだと、その辺がはっきりしないと思うのですが、ただ、傾斜地から湧水という考え方をすれば、傾斜地の高い、低いで4メートルとか1メートルという差は恐らく出ると思いますので、そういう違いは考えられるかと思います。

委員 私が言っているのは、地図の位置が違うということです。現在、井戸枠を設定してあるのは西側ですが、この地図では東側なのです。だから、そもそ

もの昭和 29 年の井戸というか、清水が湧いている場所は、鎌倉井戸と呼ばれたものではないという可能性も考えられるということなのです。ただ、そうしたときに、現状の井戸の深さについての記述が 1 メートル弱と 4 メートルと差があるので、ひょっとすると、昭和 29 年に発見された清水の深さが実は 4 メートルぐらいで、その数字だけが現状の井戸の深さに入れ替わってしまったということも考えられないかということです。ただ、それを確認するためには、もう 1 か所あるかどうか、それも本当はチェックしなければ駄目だろうとは思いますが。

委員 地図は結構適当なので、私は、左右は地図の誤りだと思います。それから、1 メートルと 4 メートルの違いというのは、かなり自然に長い時間がたっているのに埋まってしまったものを、多分、棒か何かを差して、それがすっと入ったのが 4 メートルぐらいだった。それで 4 メートルとしたのではないかと思います。そして、もしこれ以外にそんな井戸があれば、必ず文献があるはずですがそれ以外ありませんので、地図が適当なもので、それは場所が間違っていたと思います。付近を探しても、鎌倉井戸らしいものは、あそこ以外にはありません。

会長 深さの記述だけを見ると、昭和 37 年の「南多摩文化財総合調査報告」が 1 メートルで、翌年の「町田市の文化財」は 4 メートルです。確かにこれが同じものかどうかというのは、ちょっとこれだけでは分からないかなと思います。

委員 私も見たときに、右側にあったのはおかしいなと思ったのですが、しかし、関屋が左側にありますよね。これは別に、関屋という地名が左にあるという意味ではないですね。この絵を描いた人が、右側にあるか、左側にあるかということをきちんと踏まえて、この地図を描いたかどうかというのは、かなり疑問があるのではないかと思います。それからもう一つ、1 メートルと 4 メートルの違いですが、昭和 37 年と昭和 38 年というのは 1 年の違いです。左の井戸は昭和 38 年に写真があるわけですから、左の井戸は確実にあったわけですね。このときに 2 つの井戸があったならば、この時点で何らかの形で地元の人が、2 つあるのならば 2 つと記すはずだと考えますので、2 つ説は、やはり置いておいていいのではないかという感じがします。

委員 本当は確かめたほうがいいのでしょうけれども、ただ、昭和 13 年の段階でも、もう既に鎌倉井戸という言葉があって、恐らくは、多分皆さんが目にするのは、まさに現状、井戸枠が設定されてある、それなのだろうと思います。ただ、そうしたときに、この昭和 29 年の地点が、これは何だったのだろうなという、その疑問として残るといぐらいです。

委員 反対側の地形は高い場所なので、井戸があるには不自然です。実際に行ってみると分かります。

事務局 鎌倉井戸の付近の写真を確認しましたが、阿部先生がご指摘の反対側のほうは、かなり斜面がきつくて、もしあるとしても、斜面からにじみ出るような感じのものしか認められないのかなという印象です。

委員 ですから、1つの解釈として見ると、昭和29年の段階で湧き水が出るころという記録というのは、ひょっとすると、地点は合っていて、でも、当時、もう既に鎌倉井戸と言われていたとは違う場所を指しているのかもしれないと。

委員 小島先生から出していただいた資料で、鎌倉井戸という名称は昭和13年までさかのぼるというのは間違いのないのだなと思っています。ただ、今回の指定・登録の対象が鎌倉古道、鎌倉井戸という、両方とも伝承を元とした内容で、その伝承が町田市内のどこかに道が通っていたということも間違いのない。では、そのポイントをどこにするかというときに昭和54年に1度指定された鎌倉井戸を取り上げようということになって、今に至っていると思うのです。ならば、井戸が具体的にどういう井戸であったかということ、そこまで厳密に指定する理由があるのかという気がします。斜面の湧水が多いような地点で何か所か、そのような場所がきつとあって、時代によってちよつとずつ変わっていくものなのかなと何となく思っていました。現在のような井戸になった年もさかのぼって確認できますので、現時点において、そのような鎌倉井戸、鎌倉古道というような伝承が伝わってきていて、市民に親しまれているという理由で旧跡に指定するのはそれほど無理がないことではないかと思うのですが、もうちょっとざっくりお考えになったときにどうお感じになるのかというのを教えていただきたいと思います。

会長 今回の論議は、いずれにしても鎌倉古道も鎌倉井戸も旧跡ということをお前提として論議が進んでいると思われまゝ。鎌倉古道に関しては、これまで、江戸時代の絵図から、ある程度の場所が確認されているということと、恐らく、江戸以前から鎌倉古道があったということは事実だと思いますので、これについての認定は、特に大きな問題はないと思われまゝ。鎌倉井戸については、なかなか絵図で確認ができないとか、江戸以前の資料で確認できないところが今の論議の元なのかなという気がしています。今回、小島委員からも新たに昭和13年の資料を御提出いただきましたが、それでも82年前の資料ということで、江戸期から比べるとかなり新しい時代ですが、これを旧跡として認定する根拠となり得るかどうかということも、今日の論議の一つになるのかと思いました。伝承ということはどう考えるかですが、民俗の立場からも、ちょっとその辺の御意見をいただけるといいのかなと思います。

委員 今まで伺っていて、古道については、本当に会長がおっしゃるように、もうコンセンサスが得られているかなと。あとは、やはりこの井戸をどういうふうに扱うかですが、やはり道の東なのか西なのか、地図が誤認じゃないけ

れども、あったのではないかというところは、確かにクエスチョンマークがつくなどは思います。それぞれの記述を見ていますと、深さ以外にも全く真逆のような記載がありまして、本当に2つあったかもしれない。これは可能性としては捨て切れないなというふうに私は感じます。ただ、あくまで今回は伝承に基づいて道も井戸も考えるとなったときに、いわば史跡については該当しませんので、これはもう現在史跡になっている鎌倉井戸については、解除以外ないのではないかと考えております。となると、今回、事務局でお作りいただいた2案、あるいは3案の戦略しかないだろうと考えておりまして、ただ、第3案についても抱き合わせの2つを1件として扱う名称で今回新たに登録するのならば、史跡については、一旦解除が必要なのかなど。いずれにしろ、伝承地としての井戸について扱いを最後は決めていくということで、私はよろしいのかなと考えています。というのは、ちょっと怖いのは、この11ページと12ページで、個人が建てたものと教育委員会が指定したときの説明書きがありますけれども、例えば、この個人のほうで書かれた昭和45年、これは「新田義貞が鎌倉攻めの軍を進めし砌りこの井戸の水を軍馬に与えたと語り伝えられている」と。別に新田義貞が掘ったとは書いていないのですが、教育委員会のものは新田義貞が掘ったとあります。何を根拠に書いているのか私は分かりませんが、やはりそのあたりに創作性がかなり出てきているなど。ですから、あくまで伝承地で、ここに鎌倉から水が湧いた井戸があって、掘ったのかどうか分かりませんが、そうしたものがあつたぞというものが語り伝えられてきていることは事実でしょうから、あくまでもここに注目をして、推定地ということで、道も井戸も考えたらいかがかなと。旧跡であればいけるのかなと考えている次第です。

委員 事務局への質問ですが、鎌倉古道についてはもう決まっているようなのですが、鎌倉古道はどこからどこまでを指定するのかということについては解決していましたか。

事務局 史跡でしたら範囲をしっかりと確定しなければいけません。旧跡は、しかも今回の場合、あくまでも伝承に基づいてということですので、確率が高いところを象徴的に1点、解説板を建てる。場所についても、その1点を象徴的に旧跡に指定、もしくは登録することになります。

委員 先ほどお話ししましたが、鎌倉古道は小野路から野津田を抜けて、本町田へ来ています。道路というのは点ではなく線状ですからつながっているわけです。解説板は小野路の関屋に建てて、そして、そこが鎌倉古道であるという形にしたら一番分かりやすいのではないかと思います。かなり確実な、そういう場所を2点押さえて、あとは不明だから、そこは決めないで、そこを結ぶ線で書くということはいいのではないかと思います。

会長 私の個人的意見ですが、今回、旧跡指定ということを考えていくと、当然、解説板にはルートは書かなければならないと思います。ただ、それが現

状ではルート確認が地図上にはっきりできないということがありますので、ですから、その代表的な1点を選んで、その解説板にこういうルートが推定されるという表現になるのかなと思っていたのですが、事務局のほうではどのように解釈されているのでしょうか。

事務局 これまで御審議していただいた中で、なかなか場所を確定できないので旧跡に、という話になったかと思います。場所が特定できたら史跡になると思いますが、その史跡については、この審議会で場所を特定できないために、一度、史跡の基準は満たさないという結論を出していただいています。ですので、もし今後、今回の鎌倉井戸のほかにふさわしい場所が出てきましたら、その地点について旧跡、もしくは史跡に登録していくことになるかと考えています。

会 長 これまでの論議の中では、鎌倉井戸については、少なくとも史跡については一旦解除すべきであろうという方向性は、皆さん同一だと思います。その後、改めてこれを旧跡として指定、もしくは登録としていくかというところが次の論議になるかと思われませんが、3案では併記になっていますが、この併記の場合も、多分、鎌倉井戸の史跡は一旦解除するということが前提の併記だと思います。ただ、文化財の名称として、古道と井戸を併記するというのはどうかと個人的には思っているのですが、その辺を皆さんのほうでもう少し御意見をいただけたらと思います。

事務局 指定と登録の差をどのようにつけるのかという点ですが、例えば、鎌倉古道については天和の絵図で、具体的に補足できる資料があるものについては指定で、全く伝承だけということでしたら登録というふうに、指定と登録の差をつけるというのも1つのやり方かと考えております。

会 長 例えば4案となりますか、鎌倉古道を旧跡指定して、鎌倉井戸を旧跡登録とするという感じもあり得るということになるかと思えます。そのあたり、さらに御意見をいただけたらと思いますがいかがでしょうか。

委 員 事務局から出していただいた3案の中で、2案のように鎌倉古道を単独で旧跡指定登録して、井戸は何もなしというのは、根拠がなくなってしまうような気がしますので、3案でいいのではないかと思います。「鎌倉古道・鎌倉井戸」というより、例えば「鎌倉井戸（鎌倉古道伝承地）」のような表記であれば、ここに鎌倉古道が通っていたという伝承があったという印象が強く前に出るのではと思っています。

委 員 鎌倉古道というものを独立させるのは少々厳しく、第3案あたりが妥当だと思います。鎌倉古道について、今後いろいろ調査が進む過程で、新たな地点が出てくる可能性があると思います。ですから、例えば、「鎌倉古道伝鎌倉井戸地点」や、あるいは「付近」として、今後新たな情報が入ってくることで、地点が増えていって、道の全体像が分かる。その意味では、「鎌倉古道・鎌倉井戸」という、それは鎌倉古道の伝鎌倉井戸付近という意味合いと

して捉え、道が走っていたということが分かれば、また鎌倉古道何々地点ということにしたらよいのではと思います。

委員 鎌倉古道と鎌倉井戸は別物なので、これは一緒にしないで1案がいいと思います。もう一つ、関屋を指定してください。そうすると、通っているところが分かる。

委員 鎌倉井戸があったということを推定で指定することは賛成ですが、
「鎌倉古道・鎌倉井戸」という併記はあまりに大雑把過ぎます。鎌倉井戸をポイントとして鎌倉街道の場所だというような表記の仕方、どちらかを括弧でくくって指定するのがいいのか、あるいは全く別にするのかというのは、迷う所です。

委員 私も括弧付きでのパターンにしながら第3案というのがよろしいと思います。ただし、「鎌倉古道」が前に来るか「鎌倉井戸」が前に来るかは、ちょっと検討の余地があり、あと、括弧内に入れるものを「伝」とつけるか、「伝承地」とか、そのあたりの表現の仕方も幾つかやはり検討してみたらいかがかなと考えています。

委員 基本的には第3案かなと思います。なぜなら、先ほども意見が出たように、今後、鎌倉古道については追加指定ということが十分考えられますので、ここは鎌倉井戸を全面に出して、その周辺の鎌倉古道をとにかく指定する。どこにどういう古道があるか、私は正確には分かりませんが、そういう古道が出てきたときに、関屋と鎌倉古道とか、そういう形で別の旧跡指定ということが考えられるので、ここは井戸を全面に出して、道路を付属する形でまずは指定をしたらどうかと思います。

会長 私も今の皆さんの御意見を聞いて、第3案がいいのかなと思っております。これまでの名称が鎌倉井戸で史跡になってきたので、鎌倉井戸の形を残して、鎌倉古道の表現を入れるというのは落とし所かなという印象を受けました。ただ、これは旧跡指定という形になるのかと思いますが、名称まで今日は決めたほうがよろしいのでしょうか。

事務局 少なくとも鎌倉井戸を全面に出すのか、鎌倉古道を全面に出すのか。あとは、括弧の中は、そこが決まればおのずと決まってくるかと思いますが、井戸か道、どちらを先に出すのかを決めていただければと思います。

会長 多数派ということ言うと、「鎌倉井戸」を全面に出して、括弧内に「鎌倉古道」だと思いますけれども、その他御意見があれば、お出しただけならと思います。

委員 鎌倉古道というのが、すごく大事なのです。井戸を出して鎌倉古道を後ろに持ってくるというのはおかしいのではないかと思います。ですから、「鎌倉古道」が前に出て、「鎌倉井戸」はその場所の1点であると思います。

委員 私は、「鎌倉井戸」を最初に出して、後に括弧づけて「(鎌倉古道伝承地)」というふうにするのがいいと思います。それは、ほかの先生もおっしゃって

いたように、鎌倉古道という名称自体がまだ危ういものであるということ、鎌倉古道自体も伝承で、推定地であって、町田市内にきつと通っていたであろうということは間違いのないと思いますが、それでも名称すら中世のものではございませんので、全面に出す必要はないと思います。鎌倉古道も共に伝承のものでありますので、現在町田市内にあるものをポイントにして伝承を語るというのが一番ふさわしいかなと思っています。

会 長 鎌倉井戸ですが、文献上、あまり古くまでさかのぼれないということは皆さん御理解いただいていると思いますが、今回、史跡から旧跡に変えるとして、例えば「伝鎌倉井戸」とか、そういう名称もあり得るのかなと思ったんですが、そういうつけ方というのは、指定上特に問題はないのでしょうか。

事務局 鎌倉井戸については、正式に言いますと、「井戸」の頭に括弧で「通称」というのがついています。ほかの自治体のほうでも、伝鎌倉古道という指定名称はございます。

会 長 鎌倉井戸の伝承性と、それから鎌倉古道の推定、もしくは伝承地ということで、両名併記ということは、多分、この委員全員、異存のないところだと思います。最終的にその名称をどうするかというところは今日決めなければいけません、最終的には多数決なんでしょうか。

事務局 文化財保護条例上は、過半数をもって決を取ることができます。

会 長 決を取る前に、その他御意見があればお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 線である鎌倉古道を頭にして、括弧の中で点である井戸を規定するというのは分かりますが、点の括弧づけで線を規定するというのはいかがでしょうか。伝承地というふうに表現するのであれば、それもありかと思いますが。

委 員 ここで言っている伝承は、井戸の存在ではなくて、新田義貞がここに関係してくるというのが非常に大きな意味を持つポイントで、さらには道が通っていたのだというつけ方も悪くはないという気はいたします。たしかに線の中に点、というのが理にかなっていると思いますが、旧跡としての伝承地では、何の伝承かといったときに新田義貞の鎌倉攻めと関連した伝承がある場所ですよという考え方もあるのではないかと思います。というのは、鎌倉古道そのものも伝承地として、ここで誰々が槍をかけたとか、道に伴う歴史的な伝承がほかに今出てこないことを考えると、この伝承を根拠にポイントでというやり方はあると思います。

会 長 説得力のあるご意見でしたが、そう考えるとやはり「伝鎌倉井戸（鎌倉古道推定地）」のような感じでしょうか。もし仮ですが、そんな方向で御異論がなければ、とりあえず「鎌倉井戸」を全面に出して、「鎌倉古道」を括弧で併記するという方向で、これは旧跡ということでもよろしいでしょうか。市旧跡指定ということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 私は反対です。

会 長 おひとりが反対の御意見ですが、そのほかの委員は特に反対はないでしょうか。では、最終的に賛成多数という形ですが、「伝鎌倉井戸（鎌倉古道推定地）」のような形で旧跡指定という形で進めていただけたらと思います。

事務局 ありがとうございます。また名称については先生方に御相談をさせていただきたいと思います。

(2) 町田市生涯学習審議会からの依頼について（自由民権資料館あり方について）

◆事務局からの説明

次第（2）生涯学習審議会からの依頼（自由民権資料館のあり方）について、資料3から6の説明をいたします。

自由民権資料館のあり方見直し方針の策定については前回ご説明させていただきましたが、2021年度までに自由民権資料館の役割や事業内容を改めて見直すとともに、効率的・効果的な管理運営手法を検討し、方向性を決定することとしています。その中で、生涯学習部では自由民権資料館のあり方見直しの検討を重ねるとともに、7月29日には生涯学習審議会へ「今後の町田市立自由民権資料館のあり方について」諮問をしたところです。

これまで、8月19日と9月16日の2回ご審議いただき、8月の生涯学習審議会では前回ご意見をいただきました「文化財保護審議会委員の出席を検討するように」とのご意見を受けて浜田会長にご出席いただき、ご意見をいただきました。生涯学習審議会ではこれまでの意見に加え、更に専門的な見解での助言が必要ということで、今回文化財保護審議会への依頼となりました。資料3がその依頼の写しです。依頼内容は「①歴史資料の収集・保存・整理及び調査研究について」と「②運営する上での専門性の継承について」の2点です。

資料5は、これまでの生涯学習審議会が出たご意見をまとめたもので「今後の町田市立自由民権資料館のあり方について」の答申骨子案です。この骨子案の構成を整理したものが資料4です。町田市と自由民権資料館を取り巻く環境について触れるところからはじまり、自由民権資料館の概要として、設立経緯、使命そして現状として取り組んできた事業と運営体制について触れています。ご意見をいただきたいところは次の「これからの自由民権資料館のめざすべき姿」からです。資料5の6ページからご覧ください。

目指すべき姿として大きく4つ掲げてあります。

ひとつ目が「自由民権を冠するテーマ館として目指すべき姿」として全国に3館しかない自由民権運動をテーマにした施設として、町田の自慢とし、全国に発信していくこと。また、自由民権運動の歴史的・今日的意義を伝え、市民と考え、市民の社会参加を促すきっかけとするということを方向性としています。具体的な取組

としては、小中学生や子どもを対象とした教材を作成し、子供のころから歴史に触れる機会を作ることなどのご意見がありました。

2番目の「町田の郷土資料館として目指すべき姿」ですが、歴史の学びを通し、市民の郷土への愛着や理解を深めること。歴史資料は市民の財産であるということから、その財産を収集し、適正に保存し、後世に伝え残す役割を果たすこと。としています。具体的な取組もいくつか挙げていただいておりますが、特に市民の財産である歴史資料の収集や保存、整理及びその調査研究について、みなさまから専門的な知見でご意見をいただければと思います。

3番目の「生涯学習施設として目指すべき姿」では市民の歴史学習の場として歴史資源に触れ、学べる環境を整備することをめざし、ICTの導入や生涯学習施設などとの連携、また学びを通じて人との繋がりを作ることが必要、というご意見がありました。

4番目の「市域にある歴史資源の魅力を高めていく施設として」は自由民権資料館の周辺にある歴史資源を取り入れた活用方法のご意見が出ていますが、こちらは今後も生涯学習審議会で引き続きご意見をいただくことになっています。

最後に(2)の運営体制について、民間活力の導入や、市民協働についてのご意見をいただいているところです。ここで特に運営するうえでの専門性の継承についてご意見をいただきたいと思っております。

参考資料として資料6「職員数に関する他市調査結果」をご用意いたしました。昨年度他市の自治体に実施したアンケートから、各施設での学芸員数の割合を出したものです。学芸員の割合は、自由民権資料館でいうと、正規職員は3人で、そのうち学芸員は1人ですので割合は33%です。これを基本データとして、多摩地区、東京都区部、同規模の自治体及びテーマ館での割合を算出しました。特に多摩地区ではおよそ半数の自治体が正規の学芸員がおらず、学芸員は嘱託など非常勤の職員が担っている傾向であることが分かりました。

資料5の最後には8月19日の審議会での浜田会長からのご意見を載せさせていただきました。こちらもご参考にしていただき、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

●委員からの質疑・意見

会 長 町田市立博物館が閉館をしてしまった結果として、今後、町田市全体の歴史部分を自由民権資料館が担うことになるだろうということで、その部分の活動・研究をどうするかということが我々に問われているところだと思います。それからもう1点、当初、指定管理者制度も含めた検討のような方向性で、私は心配していたのですが、生涯学習審議会の委員の方々の大方は指定管理者制度に反対派のようですので、今後も引き続き直営堅持という形で論議が進むのかなとは思っているのですが、その辺、ぜひ文化財保護審議会の委員の皆様から御意見をいただければと思っております。それから、今日

は、生涯学習審議会の事務を担当されている担当課長の方にも御出席いただいておりますので、もし御質問があればお答えいただけたと思います。

委員 博物館が閉館して、その後の展望について市の方針が明らかになっていないので何とも言えませんが、博物館のある部分を自由民権資料館が引き受けるという前提でお話をすれば、まず第1点は名称の変更の可能性です。つまり、自由民権資料館という性格を残すのは基本的に前提ですが、民俗や自然などを含んだ地域歴史館の役割を担っていくことになれば、名称の変更を考えてもいいのではないかと思います。また、市民に向けて地域の歴史を知ってもらい、市民の中から関心を持った人たちを生み出して、ある一定の歴史研究の厚みをつくっていくということについて触れられていますが、資料の公開と利用についての方針が明確になっていません。市民が関心を持っていろいろ学習したり研究したりということは大事ですが、やはり専門の研究者が町田の資料を使って、いかに豊かな歴史像を描くような基礎的な作業を行えるかという問題です。その点では、収集した資料をどのように公開するか。デジタル公開などではなく、資料を体系的に読んで、見て、過去の資料も併せて、細かい資料まで読んで、初めてある課題についての説得ができる、そういう資料公開をどうしていくかということは、かなり重要な問題ではないかと思います。「自由民権」という冊子や特別展の報告書がありますが、その中に町田の歴史や地域の研究についての研究発表はほとんど載りません。載ったとしても、担当の学芸員が近世資料などを読んで、近世資料の分析をした論文が幾つか載るという程度で、町田市に関わる様々な歴史研究の成果が今のままでは表れにくい。資料館は積極的にそういうことを充実させていく方向性が弱く、見直すべきだと思います。そのために、冊子・雑誌を出すことはできないかと思っています。レジュメなどを含めた市民大学の講演を載せるとか、古文書講座を通して新しい資料解読の成果みたいなものをうまく市民に向けて発表するとか、その他の研究者の歴史論なども載せたい。もう一つ重要なのは人員配置の問題です。民俗担当を資料館に入れ、資料館で歴史と民俗の融合を図るような方向性を取って、それを冊子にも生かし、民俗の調査報告みたいなものを含めていく。また、資料調査と資料を解読した報告を冊子の中で紹介していく。単独で本を出すのもいいのですが、刊行がまばらになっていくということもあるので、毎年少しずつ資料を公開していくということも考えられると思います。歴史研究の広がりをもっと積極的に図り、論文や研究をもっと積極的にいろんな研究者に要請して、そういうものを載せていくような冊子の刊行が一つ、突破口になるのではないかと思います。予算上は刊行が難しければ、過去の冊子をネット上で公開するなど、やり方はいくつか考えられると思います。そのための人員配置、つまり、博物館の民俗担当の学芸員を資料館に配置し、民俗、自然を含めた研究成果がうまく反映されるように、何か試みたらどうでしょうか。

会 長 本日ご出席の担当課長に確認いたしますが、そもそも自由民権資料館という名称自体を変えるという構想があるのか、また、人員配置について、民俗担当学芸員の配置替えというのは考えられるのか、市の方針はどのようになっているのでしょうか。

事務局 前回9月の生涯学習審議会では、名称の変更そのものではなく、例えば愛称ですとかキャッチコピーみたいなものをつけて、子どもたちなどに親んでもらえるようなものをつけてはどうかという御意見などをいただいております。名称そのものの変更は、今のところ出ておりません。また、民俗の学芸員については、博物館から来年度1名、自由民権資料館に配属されることになっております。

事務局 先程のご意見についてですが、市史研究の場となるような雑誌を作ることについては、コストと労力がかかりますので、どこまでできるかということを含めて、現在内部で検討をしているところです。ただ、町田市史の歴史について発信する媒体がほぼないのはご指摘のとおりです。今後、紙媒体のものになるかどうかは別にして、何らかの発信の仕方を検討していかなければいけないとは考えています。まず、ここまでの反省として、ここ何年か、民権運動以外の町田の歴史の講座を、鶴巻先生や浜田先生をはじめ、夏に特別講座をしていただきましたが、それを活字媒体などで、参加者以外に触れてもらう機会ができていなかったということを含めて反省しています。今後はそういうものを含めて、さかのぼって何か作れないかと検討しなければならないと考えております。

委 員 今の計画ですと、自由民権資料館は完全に自由民権資料館じゃなくなります。民俗資料を集め、さらに町田市史についても自由民権資料館を担当にすると聞いています。そうすると、予算的、スペース的、人力的にも無理が生じます。新町田市史については、民権資料館に全部任せるのではなく、別の組織委員会をつくるべきだと思います。

委 員 民俗資料も自由民権資料館で引き受けるということになれば、それぞれの分野で方法論が違うので、かなりの無理が出てくると思います。さらに、近代資料も扱い、それを市民に公開していくとなると、博物館としての役割だけではなく、公文書館のような役割がより一層重要になってくるのではないかと思います。その両方を1か所でやるというのは、大変なことではないでしょうか。

委 員 町田市立博物館の閉館で、考古・歴史・民俗資料の移管を行うということですが、規模が狭くなる中でどのように移管、保管さらに収集をしていくのか、具体的なプランはあるのでしょうか。

事務局 考古資料につきましては、今、教育委員会文化財係が保管、活用していますが、文化財係で引き続きやっていく予定です。確かに現在は考古資料室しか公開スペースがありませんが、できるだけアウトリーチ展示をしながら

多くの市民の方に見ていただこうと考えています。民俗資料については、民権資料館の中に全部入れるのではなく、収蔵庫が別の施設にございますので、民権資料館に民俗の学芸員は配属されますが、資料の活用については民権資料館ではないところで主にやっていく予定にしています。

会 長 自由民権資料館は、非常に小規模な博物館ですので、そこに色々な機能を持たせるのはかなり無理が出てくるかなというのは正直思うところです。ですから、自由民権という分野に特化した資料館としてこれまで運営されてきた特色は生かし、その上で、民俗や考古を含めた領域の活動をどうするかというのを展開すべきと思っています。

委 員 市レベルの博物館あるいは資料館の中で、自由民権資料館は相当レベルが高い活動をされていると思っています。ですが、それ以外の仕事が増えるというのは、当然質を落とさざるを得ないと思います。また、施設などの予算的なことや職員のエネルギーについても、従来よりも相当かけなければならなくなるため、考古、歴史、民俗、できれば自然史を含め、対応を考えたほうがいいのではないかと考えています。

会 長 これまで指定管理者を導入している館を見ていると、やはり3年とか5年ごとに担当の学芸員が替わってしまって、なかなか市民との共同作業ができないという弊害が多いという話を聞いています。民間活力の導入に当たってはかなり慎重になるべきで、やはり終身雇用で安定した学芸員が勤務するのが理想的かなと思います。

委 員 名称については愛称も検討するというところで、自由民権といえば町田というところは大切にしていきたいのですが、やはり自由民権という言葉は一般市民からするとものすごくハードルの高い、専門性の高い言葉なので、もう少し領域を広げるのであれば、私は思い切って変えたほうがいいのではないかと考えています。また、限られたスペースに博物館のものが入ってくことで、博物館活動が停滞してしまう残念な状況になります。自治体が力を入れて人員や予算を考えていかないとますます厳しい状況になっていきます。先ほどの、冊子を出すというご提案は素晴らしいと思います。研究者と市民が投稿できるようなスタイルのものを作っていくと、そこから何かまた生まれるのではないかと期待する部分があります。

委 員 運営する上での専門性の継承という部分ですが、指定管理について正直に申し上げて、うまくいっている例を知りません。方向性が変わってしまったとか、長年いた学芸員が全部辞めて管理がうまくいかなかったといった問題が起きていると聞いていますし、実際に見てもいます。自然災害や今回のコロナウイルスなど、想定外のことがいろいろ起こってくる中で、2年、3年の腰掛けでやるのとはやはり性格が違うぞというところはしっかりと見極めていかないと、経済効率ばかり優先されると、実質、本当に中身は劣ってきます。これは本当に肝に銘じてお考えいただきたい。どこかに成功例があ

るなら、それをしっかりと見て、運営がうまくいっているところは採用し、問題点は具体的にどういう点が問題だったのかということを検証されることをお勧めしたいと思っております。

会 長 助言ということなので特にまとめませんが、いままでの御意見を事務局でまとめていただくということによろしいでしょうか。

事務局 本日いただきましたご意見は、会長とご相談させていただきながら事務局でまとめ、生涯学習審議会へ回答いたします。

■その他

(1) 次回の審議会について (11月中旬開催予定)

◆事務局より

次回の審議会は11月の開催を予定。後日、事務局から日程調整の連絡をする。